

提 言 書

平成27年7月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 泉 田 裕 彦

目 次

1. 地方創生の積極的な推進について	1
2. 地方の財源確保について	6
3. 農林水産業の持続的発展に係る施策の充実強化について	9
4. 整備新幹線の建設促進について	14
5. 並行在来線への支援措置について	16
6. 高速交通ネットワークの整備促進について	18
7. 地方航空路線の維持・拡充について	19
8. 除雪事業の体制強化について	21
9. 社会資本総合整備事業における「雪国ゼロ国制度」の創設について	23
10. 地域医療の確保について	24
11. 総合的な少子化対策及び女性活躍支援の推進について	28
12. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について	30
13. 水素ステーションの整備に係る支援の継続と拡充について	31
14. 御嶽山噴火災害を踏まえた火山防災対策の強化について	32
15. 土砂災害防止対策の推進について	33
16. 北方領土問題の早期解決について	34
17. 拉致問題の早期解決について	35

地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から首都圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進むなど、当地方における人口減少は、一層深刻な問題となっています。

これまでも、各道県においては、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進などに努めてきましたが、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていません。

このまま、少子化の傾向が改善せず、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方だけでなく、我が国全体の社会経済システムにも大きな影響が及ぶことは避けられないことから、人口減少はまさに国家的課題と位置づけられます。

政府においては、昨年12月、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどを基本目標にした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2月には「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を、更に、平成27年度地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」を措置しました。

政府のこうした取組は、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現させるとの姿勢の表れと受け止めておりますが、2014年の東京圏の転入超過は10万人を超え、転入超過が3年連続で拡大している状況です。

地方創生は、地方が創意工夫を凝らしながら取組を進めることはもちろん、国においても、地方ひいては日本が将来にわたり、活力ある社会を維持していくために、東京一極集中を抜本的に見直し、人口や企業の地方分散を進めるとともに、若者や女性が安心して地方に暮らし、子どもを産み育てやすい環境整備や、女性の活躍、基幹産業の振興により、地域や経済を活性化するための取組を政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が不可欠であり、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

(1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充

平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とすること。

(2) 地方の自主性・主体性に配慮した新型交付金の継続

平成 26 年度に先行的に創設された新型交付金については、今年度中に「2016 年度からの本格実施に向けて検討し、成案を得る」こととされているが、地方における少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5 年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすること。

なお、住民が他県や他の市町村に避難を余儀なくされているなど、被災地の置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

2. 東京一極集中の是正

政府は、地方から東京圏への転入者を6万人減少させ、東京圏から地方への転出者を4万人増加させるとしているが、2014年の東京圏の転出入は10万9千人と、2013年より更に増加している。

東京一極集中の流れは、むしろ強まっており、政府においては、不退転の決意で、次に掲げるこれまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況にあり、東京圏と北海道・東北地方の関係は、東京一極集中の象徴である。

当地域における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、当地域における集中的な取組に全力をあげることに。

(1) 地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係がみられ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、地方の基幹産業である一次産業や観光関連産業の振興対策の強化や大型の企業立地補助金の創設など人口流出に悩む地方を対象に集中的な投資を行うこと。

(2) 企業の地方分散の促進

大都市への企業の集中は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減少に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施するほか、地方税の課税免除を減収補てんの対象に含めるなど、地方への企業の分散を促す制度を創設すること。

(3) 政府機関等の分散

試験研究機関や研修機関など、政府機関等の積極的な地方への移転を促進すること。

なお、地方移転に当たっては、連携中枢都市に偏ることのないよう配慮すること。

(4) 教育機関の分散と活性化

都市部の大学の定員超過の是正のあり方について検討を進め、大都市の大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増の促進や、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金を拡充するなど、地方大学の運営基盤の強化や活性化にも配慮すること。

(5) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等条件不利地域においては、今後も人口減少が続いた場合、集落が消滅する可能性もあることから、市町村の存続そのものが危機的状況に陥ることのないよう継続的な支援策を講じること。

(6) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

高速道路網のミッシングリンク解消、暫定2車線区間の4車線化や新幹線網の早期整備、国内外航空ネットワークの充実など、企業の地方分散や地域の産業振興を進める上で不可欠な、広域的にバランスの取れた地方の高速交通網の整備を促進すること。

(7) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を促し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

(8) 都市部の高齢者の地方への分散

「住所地特例」制度の拡充をはじめとした、地方への移住を希望する都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

3. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、子どもに対する医療費負担軽減に関する全国一律の助成や第3子以降の保育料無償化等、従来の枠を超えた新たな制度の創設に取り組むこと。

また、地域の実情を踏まえた地方が行う独自の取組に対して強く支援していくこと。

4. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を生かして、地域や経済の活性化を図るため、意欲ある女性が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境の整備、社会全体の抜本的な意識改革やワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

5. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成 27 年度の地方財政計画では、前年度を相当程度上回る一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債は一定程度の抑制は図られたが依然として高い水準となっており、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、さらなる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

1. 地方税財源等の充実強化

(1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を抜本的に引き上げて対処すること。

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費のみならず、地方創生の推進への対応や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠については、雇用対策、地域経済の活性化等の観点か

ら措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、引き続き地方の実情に配慮すること。

(2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

(3) 地方交付税の算定方法の見直し

地方において急速な人口減少が進行しているが、必ずしも人口減少に比例して行政需要が減るものではなく、むしろ、その克服に向けた取組の充実が求められていることから、地方の安定的な行財政運営に必要な不可欠な地方交付税について、財政需要を的確に捕捉し、人口減少が直接的に地方交付税の減額につながることを防ぐよう算定方法の見直しを図ること。

(4) 退職手当債の発行条件に係る特例措置の継続

平成 27 年度までとされている退職手当債の発行条件に関する特例措置について、平成 28 年度以降も大量退職が見込まれるため、平成 28 年度以降も継続すること。

2. 社会保障改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないように十分に配慮すること。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加につい

ても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講ずること。

3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて基金の積み増しや期間の延長を行うこと。また、地域の実情に応じて弾力的な対応が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

更に、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

農林水産業の持続的発展に係る施策の充実強化について

北海道・東北の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

農業分野においては、水田農業は農村社会のコミュニティ維持にも重要な役割を果たしており、地方創生の観点からも持続的に営まれることが不可欠であることから、昨年の米価下落を踏まえて、その再構築を図っていくことが喫緊の課題となっています。

一方、生産条件が不利なため、規模拡大を容易に進めることができない中山間地域農業については、他産業並みの所得を実現し、後継者を確保するために、国の支援策の拡充が必要です。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」に掲げる一連の農業改革等については、その進め方いかんによっては北海道・東北地方の農業・農村に大きな影響を及ぼしかねないことから、生産現場に混乱を来すことのないよう配慮して進める必要があります。

林業分野においては、森林は、水資源のかん養、国土の保全など、地域の環境を支える多様で大切な役割を果たしていますが、長引く木材価格の低迷に伴う採算性の悪化などにより、伐採後の再生林や間伐等の施業が十分に実施されない森林が多く、このままでは木材等生産機能を含めた森林の多面的機能の低下が懸念されることから、森林資源の循環利用に向けた、着実な森林整備を進める必要があります。

水産業分野においては、魚価の低迷や燃油価格の変動に加え、水産資源の減少や国際的な資源管理の実施などにより、漁業経営は一段と厳しさを増しているとともに、漁港施設の老朽化などにより水産物の安定供給に支障をきたす事態が懸念されています。

こうしたことから、農林水産業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。

1. 農林水産業の担い手に対する支援等の充実強化

(1) 米政策については、国が策定する主食用米等の需給見通しにおいて、適正な在庫量の水準を明確にするとともに、需給と価格が安定する生産数量目標等を設定すること。

また、行政による数量配分の廃止後は、国の一定の関与を前提とした需給調整の仕組みとし、需要に応じた生産に向け、生産者や集荷業者・団体が行う取組内容やその行程など、具体的な内容を早期に提示すること。

(2) 稲作経営の安定を図るため、経営所得安定対策等については、十分かつ安定的な財源を確保すること。特に「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米から非主食用米等への生産がより一層誘導され、農業者が安心して取り組めるよう、交付水準を維持するとともに、より地域の裁量が発揮できる、安定的かつ継続的で柔軟な制度とすること。

また、米の需給が緩和している状況に鑑み、深掘りの取組への支援を強化すること。

さらに、米価下落対策については、将来にわたって安定的な稲作経営が行えるよう、豊作等による米の需給変動を補正する新たな仕組みを構築するとともに、補てん上限の見直しなどナラシ対策の改善を図ること

なお、新たに調査・検討を行っている収入保険制度については、万全なセーフティネットを構築するよう、地域の農業生産や経営状況を十分踏まえた上での制度設計等を行うとともに、適時適切な情報提供を行うこと。

(3) 農地中間管理事業の推進に当たっては、機構集積協力金や農地耕作条件改善事業などの所要額について、国が責任を持って必要な予算を確保すること。

また、農地の受け手となる担い手が規模を拡大する際の支援策を創設するとともに、規模拡大や経営転換した農業者が安定的に農業経営に取り組めるよう、高度な経営指導を行う専門家を派遣するなどの支援策を講ずる

こと。

- (4) 担い手の育成に当たっては、青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を安定的に確保し、就農の実態に即した弾力的な運用とするとともに、就農希望者が独立・自営就農に至るまでのサポート体制を充実・強化すること。

また、漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、青年就業準備給付金の給付条件の緩和や、新規就業後の収入が不安定な期間に一定の所得を確保する給付金制度の創設等支援制度の充実・強化を図ること。

さらには、適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保を図ること。

- (5) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。

また、中山間地域において、十分な所得を確保するための公的なサポートを拡充するとともに、安定した財源の確保と地域の実情に即した効果的な支援が行われる制度を構築すること。

- (6) 農業委員会制度の見直しに当たっては、主たる目的である農地利用の最適化を通じた農業生産力の増進及び農業経営の合理化が図られるよう、地域の実情に即した制度とすること。

また、農業協同組合等の見直しに係る関係法令の改正に当たっては、農協の地域経済社会に果たしている役割も踏まえ、農家所得の向上と農業・農村の維持・発展に資する形で進めるとともに、農協の自己改革を尊重し、地域の実情や現場の声を的確に反映すること。

- (7) 漁業経営の安定化に向けて、省エネルギー化（燃油節減対策等）の技術開発や実用化を積極的に推進するとともに、資源管理・漁業経営安定対策の拡充強化を図るほか、トドやオットセイ、アザラシなど海獣類等による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の実現と新たな補償制度の創設等

により、漁業経営の維持・安定化を図ること。

(8) 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復や栽培漁業の充実など、水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

(9) ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。

また、ロシア連邦の法律により操業が困難となったロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、漁業者はもとより、地域の関連産業などに対して、特段の支援を行うこと。

2. 農林水産業の基盤整備の強化

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算を基本とする必要な予算総額を確保すること。

また、農村地域の防災・減災対策を推進するため、人命に関わる被害が想定される防災重点ため池の耐震診断調査やハザードマップ作成等に対する定額助成制度の延長と、耐震補強工事に関する国費助成の拡大による受益者負担の軽減を図ること。

(2) 再造林や間伐等の森林整備・保全を着実に推進するため、「地球温暖化対策のための税」の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策の地方負担に対する財政措置の充実と地方公共団体及び森林所有者における森林整備の費用負担の軽減化を図るなどの新たな仕組みを構築すること。

また、森林整備と林業振興に不可欠な林道や林業専用道の整備を促進するため、地方公共団体の財政負担が伴わない助成制度を創設すること。

- (3) 山地災害等の復旧・予防や水源のかん養など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮しながら、資源の循環利用による林業及び木材産業の成長産業化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保するとともに、森林整備加速化・林業再生交付金の恒久化などにより、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、民間施設への国産材の利用、さらには木質バイオマスのエネルギー利用等、川上から川下までの総合的な支援策を充実すること。
- (4) 水産資源を育む漁場、漁業の生産性・安全性を向上させる漁港施設及び漁村における快適な生活環境を確保する漁業集落排水施設等の整備、放射性物質やノロウイルスなどへの対策による水産物の安全性の確保、地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展につながる衛生管理の高度化や輸出促進などを推進するため、必要な予算を確保すること。

整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、我が国においては、東日本大震災からの復興や持続可能である国土・地域の形成が最重点課題であり、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の万全の体制による一日も早い開業と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 開業時からの東京～新函館北斗間における3時間台の運行実現や時間帯区分案による高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

並行在来線への支援措置について

整備新幹線の開業に伴い J R 各社から経営分離される並行在来線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない貴重な生活の足として極めて重要な役割を担っています。

また、並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から、極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っています。

こうした中、平成23年度には貨物調整金制度の拡充がなされ、貨物列車の施設使用や走行実態に見合った線路使用料が実現し、また、平成25年度には、J R 譲渡資産購入経費等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置が創設されるなど、国による地方負担の軽減方策が制度化されたところです。

しかしながら、現在既に開業している並行在来線は、そもそも収益性の低い区間であるがゆえに、制度改善があってもなお、そのほとんどは極めて厳しい経営状況にあります。加えて、平成27年度末の北海道新幹線開業を控え、J R 各社では、並行在来線会社の経営維持にとって大変重要な寝台特急列車「北斗星」の廃止が決定されるなど、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の並行在来線の維持存続が強く危惧されております。

同様に、今後開業予定の並行在来線についても、多額の初期投資や旅客需要の低迷等により、厳しい経営環境に置かれることが想定されています。

これらの状況や課題を踏まえ、並行在来線が J R 各社からの経営分離後も、将来にわたり安定的に経営を維持するため、既存制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みが構築されるよう、次の措置を早急に講ずることを提言します。

1. 並行在来線の赤字解消分も含まれている J R 貸付料の活用など、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、新たな仕組みを早急に講ずること。
2. 経営維持のための地方負担に係る助成措置を講ずること。（運営費助成・

交付税措置)

3. 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
4. J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充（J R 三島特例並みの創設）を講ずること。
5. 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設するとともに、J R に対しても乗継割引制度の導入を指導すること。
6. 北海道と本州間の観光客をはじめとする広域利用者の交通利便性の維持及び並行在来線会社の経営維持のため、J R に対して、北海道新幹線開業後における寝台特急列車の運行本数の維持を強く働きかけること。

高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、東日本大震災を踏まえ、国土全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高速道路等の整備は不可欠であります。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるためにも、より一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化や、フル規格新幹線網の整備、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しや使用機材の小型化が進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興をはじめ、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着しているほか、地域経済の活性化や国際化を図る上で不可欠な存在であり、特に、北海道・東北地方においては、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

また、東日本大震災の発災時には、鉄道や高速道路等が使用できなくなった際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮するなど、国土強靱化を支える役割も担っています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持・拡充し地域振興、復興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設ける等地方路線の維持に配慮すること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう用途の拡大を図ること。
3. 東日本大震災、福島第一原子力発電所事故について、外国の政府・航空会社に対して、随時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取り組みを行うこと。

除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、高速道路や幹線道路等の通行止めにより多くの車両が立ち往生するなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に規定する補助率が遵守されておらず、国費が十分に補助されないため、道県にとって、道路除雪費の負担は大きく、特に大雪に見舞われた際には、負担が一層増大しています。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されておりますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵守し、道県の道路除雪費に対し、国に課せられている補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置付け、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。

2. 特に大雪時において、道県の負担が増大しないよう、予算の増額や臨時特例措置等による追加予算を確保すること。
3. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。
4. 道県が保有する除雪機械の増強に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。
5. 平成 26 年 2 月に東北地方太平洋側の南部及び関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

社会資本総合整備事業における 「雪国ゼロ国制度」の創設について

積雪寒冷地においては、積雪による施工期間の制約に加え、日照時間や除雪作業の影響により冬季の施工時間が減少することなどから、比較的天候が安定している第一四半期の工事を増やすことが重要となります。

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）は、地方自治体が社会資本整備の推進を図る上で大きな役割を担っていますが、予算内示から交付申請、交付決定の手続を経ると、工事契約は6月以降となることが多く、工事施工に最も適した時期を逃してしまうなど、効率的に施工する上での課題となっています。

また、改正品確法に基づく運用指針において、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより発注や施工時期等の平準化に努めるよう明示されています。

このため、積雪寒冷地の実情を踏まえ、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業のゼロ国債と同様に、年度を跨いだ事業執行が可能となるように、雪国に配慮したゼロ国制度を新たに創設することを提言します。

1. 「雪国ゼロ国制度」の創設

積雪寒冷地における社会資本整備を効率的に行うためには、雪解け直後の工事着工を促進することが重要であり、国土交通省の社会資本総合整備事業において、予算年度の前年度中に発注が可能となるように「雪国ゼロ国制度」を創設すること。

地域医療の確保について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

また、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めるなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

6. 総合診療専門医育成支援の拡充

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合診療専門医の育成支援に積極的に取り組むとともに必要な財政措置を講ずること。

7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

公立病院の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

9. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

10. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

11. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

12. 地域医療再生臨時特例基金の拡充・延長

地域医療再生臨時特例基金を活用して実施している各種事業については、

地域医療の充実を図るため、今後とも継続して必要となる事業が多いことから、基金の拡充・延長などの措置を図ること。

総合的な少子化対策及び 女性活躍支援の推進について

少子化の影響による若年人口の減少や、地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、特に多くの地方では、地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。

この解決には、結婚を望む人の希望が叶えられ、安心して出産・子育てができる、女性も男性も共に働き共に育むことができる社会の構築が必要であり、そのためには「結婚に関する機運の醸成」「結婚支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍促進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たに策定された少子化社会対策大綱の施策が着実に推進され、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組みを強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望を叶えられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくりや仲人活動など地域における結婚支援事業への支援など、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組みを実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てや地元で暮らすことに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを生き育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、子どもの医療費助成制度への支援や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る同時入所要件の撤廃、子育て世代への税制上の優遇措置、三世帯同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の

軽減を図ること。

4. 若い世代が安定した収入を得て結婚や子育てに踏み切ることができるよう、非正規雇用から正規雇用化に向けた総合的な支援施策を実施するとともに、柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革することや、企業経営者等の意識改革を進め、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の是正、女性の管理職登用、男性の育児参画のための特別な休暇の制度導入などを促進すること。
5. 女性の就業支援のためマザーズハローワークの増設や託児併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行う女性対象のワンストップ就労支援窓口への支援など女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
6. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍促進のための施策に対して、柔軟で継続的な財政支援を行うこと。

高校生等を対象とした奨学金制度の拡充等について

これからの地方を支え、発展を担っていくのは今を生きる子どもたちです。地方創生を果たしていく上で、人材の育成は特に重要であり、全ての子どもたちに修学の機会を保障し、多様な進路希望を実現していくことが必要です。

高等学校への進学率が 97 パーセントを超える我が国において、経済的な理由により、子どもたちが高等学校への進学や修学を断念せざるを得ないこととなれば、子どもたちの将来が閉ざされ、貧困の連鎖につながりかねません。

全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込めるよう、奨学のための給付金の見直しや奨学金制度の拡充について、次のとおり提言します。

1. 奨学のための給付金の見直し

奨学のための給付金国庫補助制度について、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付額の差が解消されたが、全日制等については給付金額に大きな隔たりがあることから、給付額を同一とするとともに、事務費を含めた全額国庫負担により実施するよう制度の改正を行うこと。

2. 奨学金制度の拡充

高校生の進路保障のため、国が実施する大学等奨学金事業について、所得連動返還型奨学金制度の導入など、制度の充実を図ること。

水素ステーションの整備に係る 支援の継続と拡充について

国は、昨年4月に策定したエネルギー基本計画において、「水素社会の実現に向けた取組の加速」を掲げ、燃料電池自動車の普及を目的に、今年度内に四大都市圏を中心に水素ステーションを100か所程度整備することとしております。

水素エネルギーが有する高いエネルギー効率に加え、環境面及び防災対応面での有効性を踏まえれば、水素社会の実現は国を挙げて取り組むべきテーマであり、地方自治体においても国や業界等と協調した水素エネルギーの利活用方策の推進が求められているものと認識しております。

しかしながら、現状の水素ステーション整備に係る経済産業省の補助事業では、実質的に北海道・東北地域は補助対象地域となっていないほか、来年度以降の補助事業の在り方についても不明確であるため、全国的な取組となっていないのが実情です。

水素ステーションの整備には、1か所当たり5億円とも言われる多額の費用が必要となるほか、燃料電池自動車の普及初期にあっては、厳しい経営を強いられることから、国による財政支援が不可欠だと認識しております。

このような状況を踏まえ、水素エネルギーの利活用の一層の推進を図っていくため、次のことを提言します。

1. 水素ステーションの整備に係る現在の国の補助事業について、平成28年度以降も継続するとともに、北海道・東北地方への整備も進むよう制度設計を見直すこと。
2. 人口や産業の集積、地勢等が一様でない各地方の状況を踏まえ、水素ステーションが地域で自立的な経営を確保できるまでの間、その運営に対しても財政支援措置を講ずること。

御嶽山噴火災害を踏まえた 火山防災対策の強化について

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の突然の噴火により、多くの尊い人命が失われました。

そうした状況のもと、平成 27 年 3 月には中央防災会議火山防災対策推進ワーキンググループにおいて、「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について」を取りまとめ、その着実な実現が必要となっています。

北海道・東北地方では、火山噴火予知連絡会が選定した監視・観測体制の充実が必要な 21 の火山について、火山防災協議会を設置し、入山規制や避難計画の策定などの火山防災対策を講じてきているところですが、尊い人命が失われることがないように、より一層、万全な火山防災対策を実現するため、次のことを提言します。

1. 噴火による被害を最小限にするため、国において監視・観測体制の更なる充実、強化を図ること。また、火山研究の専門家が不足している現状を踏まえ、人材育成の充実を図ること。
2. 登山客・観光客等の安全を確保するため、山頂部や登山道における通信環境の整備を図るとともに、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体を法に基づく基本指針等で明確にし、国以外の者が作成主体となる場合には、必要な財政措置を講ずること。

土砂災害防止対策の推進について

平成 26 年 8 月に発生した豪雨災害は、広島県をはじめ全国各地に甚大な被害を及ぼし、広島市や北海道礼文町などにおいては、尊い人命が失われました。

近年、こうした局地的な豪雨による土砂災害が増加しており、東北地域においては、平成 25 年 8 月にも人命が失われる災害が発生し、家屋や道路、農作物・農業用施設などにも大きな被害が生じています。

各道県においては、土砂災害警戒区域等の早期指定など、ソフト対策による警戒避難態勢の強化とともに、緊急性の高い土砂災害危険箇所におけるハード整備を計画的に進めていますが、土砂災害から住民の生命・財産を守るためには、さらにスピード感をもって、その両面からなる対策に取り組まなければなりません。

また、「ゲリラ豪雨」とも称される局地的な大雨をもたらす雲は、急速に発達することから、その発生を的確に観測し、迅速な防災活動につなげることが必要になっています。このため、北海道及び北東北地域においては、その観測範囲が未だ一部の地域にとどまっている「XRAIN」レーダ装置の計画的な整備を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進について、次のとおり提言します。

1. 土砂災害警戒区域等の指定を着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分かつ確実に確保するとともに、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当、特別交付税措置など財政支援の拡充を図ること。
2. 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さ等、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に必要な予算を確保すること。
3. 精度の高い気象観測データの把握のため、「XRAIN」レーダ装置の増設により、その観測範囲を拡大するとともに、より観測精度を向上させるため、複数レーダでカバーする範囲を拡大すること。

北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、戦後 70 年の節目の年を迎えた今日もなおロシアに占拠され、また、当時島を追われた元島民の方々も既に半数以上が亡くなっており、存命の方の平均年齢も 79 歳を超えております。北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日ロ両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な対ロ外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金の運用益が減少していることから、これを踏まえた財政支援の充実強化を図ること。
4. 四島交流事業（ビザなし交流）、北方墓参事業及び自由訪問事業を効率的に実施するため、実施団体への支援措置の強化とともに、元島民の高齢化を踏まえ訪問先に応じた出入域手続箇所の複数化を図ること。

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、平成 14 年に 5 名の拉致被害者が帰国し、その後、平成 16 年にそのご家族が帰国されて以降、新たな帰国者が不在のまますでに 10 年以上の歳月が過ぎてしまいました。

このような状況の中、昨年 7 月 1 日の日朝実務者協議を経て、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の調査が行われていますが、これまで誠意のない対応が続き、いまだに調査報告がなされておらず、問題解決に向けた進展が見られておりません。

拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決に向けて、関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、調査の実効性をしっかりと確保し、すべての拉致被害者等の一刻も早い帰国を実現させること。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則に基づき、不誠実な対応が続く場合は、昨年 7 月に一部を解除した制裁処置を見直すなどの措置も視野に入れ、毅然とした姿勢で交渉を行うこと。
3. 北朝鮮に不測の事態が発生した場合の備えや、拉致被害者の安全の確保にあらゆる手立てを尽くすことはもとより、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
あわせて、拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
4. 新たな帰国者が直面すると考えられる言葉や住居、医療・保健や生活相談、就職・就業の問題など様々な状況に適切な対応がなされるよう、必要な支援策の整備を進めること。